単位繰越について

2018 年 4 月 6 日 教務委員会

名古屋大学理学部数理学科で 2017 年度春学期に開講された代数学続論,幾何学続論,解析学続論について,大学院単位への繰越を申請し,申請した科目に合格している人は,所定の手続きを行うことによって,本研究科(大学院多元数理科学研究科)の単位として認定されます。ただし,繰り越すことのできるのは,2科目までです。

科目対応表

学部の講義科目		大学院の講義科目			
代数学続論	(4 単位)	\longrightarrow	代数学概論 I(2 単位)		
幾何学続論	(4 単位)	\longrightarrow	幾何学概論 I(2 単位)		
解析学続論	(4 単位)	\longrightarrow	解析学概論 I(2 単位)		

A. 対象者

名古屋大学理学部数理学科卒業生で、次の4つの条件をすべてみたしている人が対象となります:

- 1. 2017 年度春学期の**代数学続論,幾何学続論,解析学続論**において,定められた期間に所定の用紙にて**「単位繰越」の申請を行っている**こと.
- 2. その**「単位繰越」の申請が受理されている**こと.(3 年生終了時までに卒業 研究の単位を除いて卒業要件をみたしていなければ、申請は受理されていません.)
- 3. 申請した科目に**合格している**こと.
- 4. 2018 年度に大学院多元数理科学研究科に入学していること.

申請した科目に合格していない人は、その科目に対する申請が無効になっています。申請した科目の成績は、教育研究支援室で確認することができます。

B. 手続き

A. に挙げた条件をすべてみたしている人は、春学期科目の履修申請期間 (4月6日~4月12日) の間に、教育研究支援室で、申請した科目の成績を確認の上、次の手続きをしてください。

「代数学続論」で単位繰越を申請した人は「代数学概論 I」で、「幾何学続論」の単位繰越を申請した人は「幾何学概論 I」で、「解析学続論」の単位繰越を申請した人は「解析学概論 I」で、所定の用紙にて「単位繰越認定希望」の申請をしてください。

C. 注意

- 1. 単位繰越認定希望の申請は取り下げることができません.
- 2. 単位繰越によって認定される概論 I の単位は、原則として昨年度に受講した 教員の名前で出されます。(担当教員が退職などにより在籍しない場合は、そ の限りではありません。) 2018 年度は下記の教員名となります。

代数学概論 I: 松本 耕二 教授(行者, 2017年度代数学続論担当),

幾何学概論 I:川村 友美 准教授,

解析学概論 I:山上 滋 教授.

3. 単位繰越によって認定される概論 I の成績は、次のようになります:

成績の対照表

774/20 - 7 37/11/24				
続論の成績		概論Iの成績		
続論:S	\longrightarrow	概論 I:A		
続論:A	\longrightarrow	概論 I:A		
続論:B	\longrightarrow	概論 I:B		
続論:C	\longrightarrow	概論 I:C		

なお、単位繰越を申請した続論の成績は「欠席」扱いとなっています。

- 4. 「単位繰越認定希望」により認定された概論 I と同名の科目を履修することはできません.
- 5. 本研究科に入学後, 所定の期間内に「単位繰越認定希望」の申請をしなければ、単位繰越は無効になります。この場合, 概論 I をあらたに履修することができます。
- 6. 単位繰越認定希望の申請をしないで、通常の履修申請を行い、単位修得を目指すこともできます。